



OB memoir

関税分類・ モノへのこだわり 長瀬 透

SINCE 1978

回顧録

Toru Nagase

略歴

昭和53(1978)年4月	大蔵省入省(東京税関)
昭和57(1982)年9月 ~昭和62(1987)年8月	関税協理理事会(ブラッセル) テクニカル/シニアテクニカルオフィサー
平成7(1995)年7月	関税局業務課課長補佐
平成9(1997)年7月	関税局業務課関税分類調査官
平成10(1998)年12月 ~平成15(2003)年6月	世界税関機構(関税協理理事会) (ブラッセル) 関税・貿易局次長
平成15(2003)年7月	門司税関調査保税部長
平成16(2004)年7月	税関研修所副所長
平成17(2005)年7月	沖縄地区税関長
平成18(2006)年7月	退官
平成18(2006)年9月 ~令和3(2021)年9月	政策研究大学院大学客員教授

世界における関税分類品目表導入の歴史的な推移

「関税は記憶に絶するほどの昔から行われてきた慣習的支払い(customary payments) (アダムスミス)」と言われており、故朝倉弘教氏の研究によると、古代エジプトではBC1200年代の、映画「十戒」にも登場するラムセス2世の新王国時代にすでに関税が存在し、古代ローマではいろいろなモノに対して異なる関税率が設定されていました。それは、「ローマ人の物語(塩野七生著)」にも描かれています。

異なる関税率を設定するためには品目表が必要となります。品目表は古来長らく、課税するモノを特掲するポジティブリストでした。ルイ14世の時代に重商主義を推進したコルベール財務長官は、保護関税を導入したことからフランス税関では近代税関の父と呼ばれていますが、その1664年の品目表も、またドイツ関税同盟の1834年の品目表もポジティブリストでした。

貿易取引されるあらゆるモノを、新商品も含めて網羅的にカバーする体系化された品目表は、故朝倉氏の研究では1800年代前半から徐々にヨーロッパで導入が進められ、その原型ができたのは絶世の美女と謳われたエリザベト女王時代の19世紀末のオーストリア・ハンガリー帝国の頃といわれています。その後昭和12(1937)年の国際連盟のジュネーブ品目分類表、及び昭和30(1955)年の商品の名称及び分類についての統一システム(HS)の前身のブリュッセル関税品目分類表(BTN)/関税協理理事会品目表(CCCN)を経て、昭和63(1988)年にHSが導入され今日に至っています。

HS条約の発効

HSの導入は15年を要する大作業でした。CCCNをベースに作成しているとはいえ、超大規模な品目表の改正であり、またCCCNを使っていなかった米国及びカナダにとっては、全く新しい品目表への移行でした。HSのテキストを確定し合意に至るのに10年を要し、条約発効までに更に5年を費やしました。HS条約第13条により、条約の発効には17か国以上の批准条件なしの署名または批准書の寄託が必要でしたが、遅々として進みませんでした。当時、世界税関機構(WCO)の関税・貿易局長としてその導入に大変尽力された故朝倉氏は、署名・批准する国がなかなか登場しない中で、その手続をあまりご存じではないレソトなどのアフリカの何か国かの関税局長に、HSの導入を全面的に支援するからと説得して署名にこぎつけ、それがはずみとなって昭和63(1988)年の発効につながっていきました。その後は、この局長の方々との強い信頼関係の下、親しい交流が続いたと聞いています。

HS委員会におけるバトル

品目表+関税率で構成される関税率表の品目表に則してモノの所属を決定し関税率を確定する作業が、関税分類(Tariff Classification)と呼ばれています。HS及び国内細分から成る品目表に基づいて各国で行われる関税分類の作業は、モノの所属と関税率の両腕みで進められるのですが、結論はモノの所属が決まりその結果関税率が定まったという建付けで示されます。初めに分類ありきなのです。

HSにおけるモノの所属を国際的に議論し決定するWCOのHS委員会においては、多くの議題が各国の関税率を巡るバトルの場でもあります。しかし各国代表は関税率の問題を抱えながらも、それをおくびにも出さずに分類問題として議論します。まさにポーカークフェイスです。HS分類が変更されると自国の産業に多大な影響がある、などと訴えようものならまだまだ半分青い。関税率の問題は世界貿易機関(WTO)に持っていきと一蹴されます。HS条約第9条にも「締約国は、この条約により関税率に関するいかなる義務も負うものではない。」と規定されています。

日本もHS委員会において、諸外国との関税率に関する問題で多くのバトルを演じてきました。古い話になりますが、平成元(1989)年に2ドアのSUVを貨物自動車に分類した米国(25%の関税、乗用車が2.5%)、及びビデオテープレコーダの部分品であるメカデッキを完成品に分類した欧州共同体(14%の関税、部分品が5.8%)を相手にHS委員会で闘った時に、私はスピーカーを務めました。通商問題ではありません

すが、あくまでも分類問題としてのバトルです。それぞれの議題で分類の不当性を主張してどちらも勝利しましたが、当時場外では「Japan Week」などとささやかれていました。

モノへのこだわり

今日の税関業務はAEO制度や「者」のリスク管理など「者」に着目した取組も多いですが、急増するeコマースへの対応を含めてモノに対するリスク管理も重要です。有税品目もいろいろとあり、関連する低税率・無税品目との分類の区別・明確化は必須の要件です。またタリフエンジニアリング(節税)とタリフフロード(税逃れ)の境目は、HSを介してモノを見ていく必要があります。さらに、日本では機械・電気機器・自動車の関税は無税ですが、これらの部分品・附属品は必ずしも同じように分類されるとは限りません。例えばガラス繊維製の密閉用シールは、電気機器ではその部分品に分類されますが、機械や自動車ではガラス製品に分類されます。また、繊維製、ゴム製の自動車用床マットはその材質により分類されますが、プラスチック製は自動車の附属品に分類され、それらの中には有税品目もあります。このような「too technical」な分類や「HSの非常識」は随所に見られますが、これこそがモノにこだわりながらHSの規定を厳密に適用した結果であり、それは明確な論理と透明性を持って結論付けられ、その正しさが貿易と投資という環境の中で検証され、耐えうるものでなければなりません。注意を怠ると分類間違いに誘い込まれそうな「悪魔」と「悪魔の化身」が、HSの細部の至るところに宿っているのです。

Brexit(英EU離脱)に関連してオランダの通関業者が発した言葉が面白い。「今やすべてがバーチャルである。最早我々は税関と話をしない、税関のコンピュータと話をしている。すべてがコンピュータ化されている。実際にモノを見ることもない、モノは書類に記載してある(2018/11/14:Belfast News Letter)」。このような時代であるからこそ、国境を跨ぐモノの流れに関わる税関として、モノにもこだわりながらHSを眺めていくと、その地平も更に広がるのではないのでしょうか。



HS委員会の光景(写真提供:長瀬氏)